（前のページより続き）

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第四条の四第二項第四号（同令第四条の七第一項において準用する場合を含む。）及び第四条の五第五号の規定に基づく書類を指定する件（**デジタル庁**三）　一五五

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（**同**四）　一五五

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（**デジタル庁・総務**五）　一五六

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（**同**六）　一五七

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（**総務**二二）　一五八

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**二三）　一五九

○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（**同**二四）　一六〇

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（**同**二五）　一六一

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**二六）　一六二

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消及び資金管理団体でなくなった旨の届出があったので公表する件（**同**二七）　一六三

○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和五年分）を公表する件（**同**二八）　一六四

○法務省所管事業（債権管理回収業・認証紛争解決事業）分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の一部を改正する件（**法務**二三）　一六七

○我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を定める告示の一部を改正する告示（**文部科学**八）　一六八

○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数の一部を改正する件（**厚生労働**二八）　一七七

○用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかごの積載荷重を定める件及びエレベーターの制御器の構造方法を定める件の一部を改正する告示（**国土交通**五六）　一七七

○通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度を定める件等の一部を改正する告示（**同**五七）　一七八

〔**資　料**〕

国庫歳入歳出状況（令和五年度令和五年十一月分）（財務省）　一六二

本号で公布された法令のあらまし

◇公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一八号）（デジタル庁）

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和六年四月一日とすることとした。

◇預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律の施行期日を定める政令（政令第一九号）（デジタル庁）

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三九号）の施行期日は、令和六年四月一日とすることとした。

◇預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行令（政令第二〇号）（デジタル庁）

1　金融機関による預貯金口座の管理の方法

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三九号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による預貯金口座の管理は、同項に規定する事項に関し、データベース（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）により記録された情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）を構成し、当該データベースに記録された各預貯金口座に係る情報に当該預貯金口座の名義人である預貯金者の個人番号を併せて記録する方法により行わなければならないこととした。（第一条関係）